

中間的な制度の方向性について（メモ）

春日偉知郎、村中孝史、山川隆一

1 案 調停・裁定選択型

労働調停とともに、次のような裁定手続を創設して、申立人がいずれかを選択する案はどうか。

- 1 労使の委員と裁判官との合議体で審理し、決定（裁定）をする手続としてはどうか。
- 2 申立てに対して、相手方は手続に応じなければならないこととしてはどうか。
- 3 決定においては、権利義務関係を踏まえつつ、事件の内容に即した解決案を示すこととしてはどうか。
- 4 決定に対しては一定期間内に訴訟を提起しないと、決定は確定し、判決と同様の効力を生ずることとしてはどうか。
- 5 一定期間内に当事者から訴訟が提起されたときは、決定は効力を失うこととしてはどうか。
- 6 決定をするについては証拠調べを行うこととしてはどうか。
- 7 手続は、全体として、2回か3回程度の期日を経て、早期に決定をするものとし、この手続が重くならないよう配慮してはどうか。
- 8 この手続内で和解を試みることを可能としてはどうか。

2 案 調停・裁定合体型

労働調停と裁定手続を一体化し、次のような1つの紛争解決手続を創設する案はどうか。

- 1 調停成立の見込みがないときに、労使の委員と裁判官との合議体で審理し、決定（裁定）をする手続としてはどうか。
- 2 この裁定手続は、当事者双方の意向を踏まえた上で、開始されることとしてはどうか。
- 3 決定においては、権利義務関係を踏まえつつ、事件の内容に即した解決案を示すこととしてはどうか。
- 4 決定に対しては一定期間内に訴訟を提起しないと、決定は確定し、裁判上の和解と同様の効力を生ずることとしてはどうか。
- 5 一定期間内に当事者から訴訟が提起されたときは、決定は効力を失うこととしてはどうか。
- 6 決定をするについては、調停における資料で足りないときには、必要に応じて証拠調べや事実の調査をすることとしてはどうか。
- 7 手続は、全体として（調停の段階を含めて）、3回程度の期日を経て、早期に決定をするものとし、この手続が重くならないよう配慮してはどうか。

3 案 調停・裁定融合型

労働調停の中で、調停に代わる決定（民事調停法 17 条）と同様の効力を有する裁定制度を創設する案はどうか。

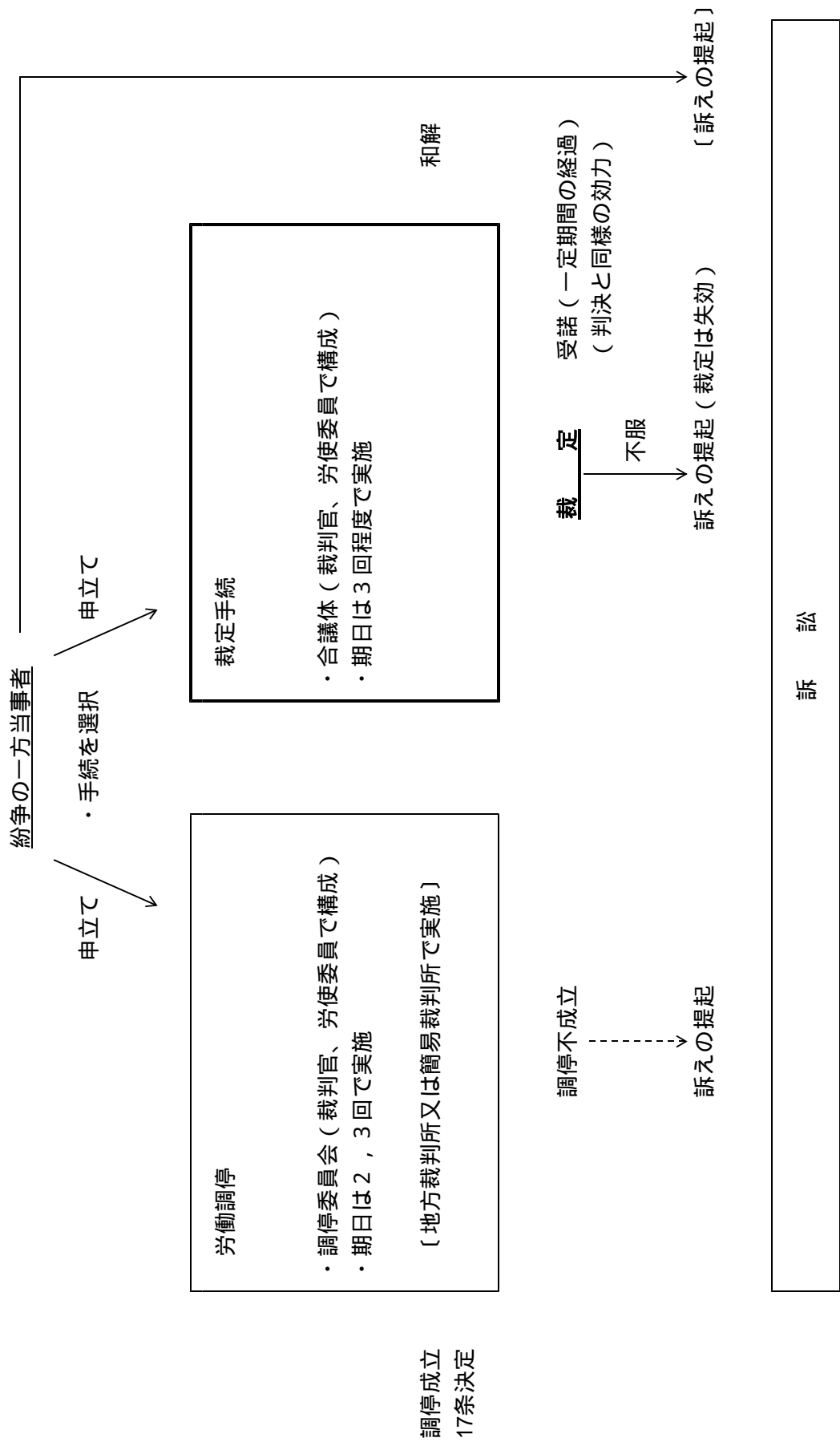
- 1 調停成立の見込みがないときに、労使の委員と裁判官との合議体で審理し、決定（裁定）をすることとしてはどうか。
- 2 この決定は、当事者の意向にかかわらず、調停成立の見込みがないときは、不相当と思われる場合を除き、原則として出されることとしてはどうか。
- 3 決定においては、権利義務関係を踏まえつつ、事件の内容に即した解決案を示すこととしてはどうか。
- 4 決定に対しては一定期間内に異議の申立てをしないと、決定は確定し、裁判上の和解と同様の効力を生ずることとしてはどうか。
- 5 一定期間内に当事者から異議の申立てがされたときは、決定は効力を失うこととしてはどうか。
- 6 全体として、3 回程度の期日を経て調停が成立しないときは、原則として決定をするものとし、この手続が重くならないよう配慮してはどうか。

4 案 裁定単独型

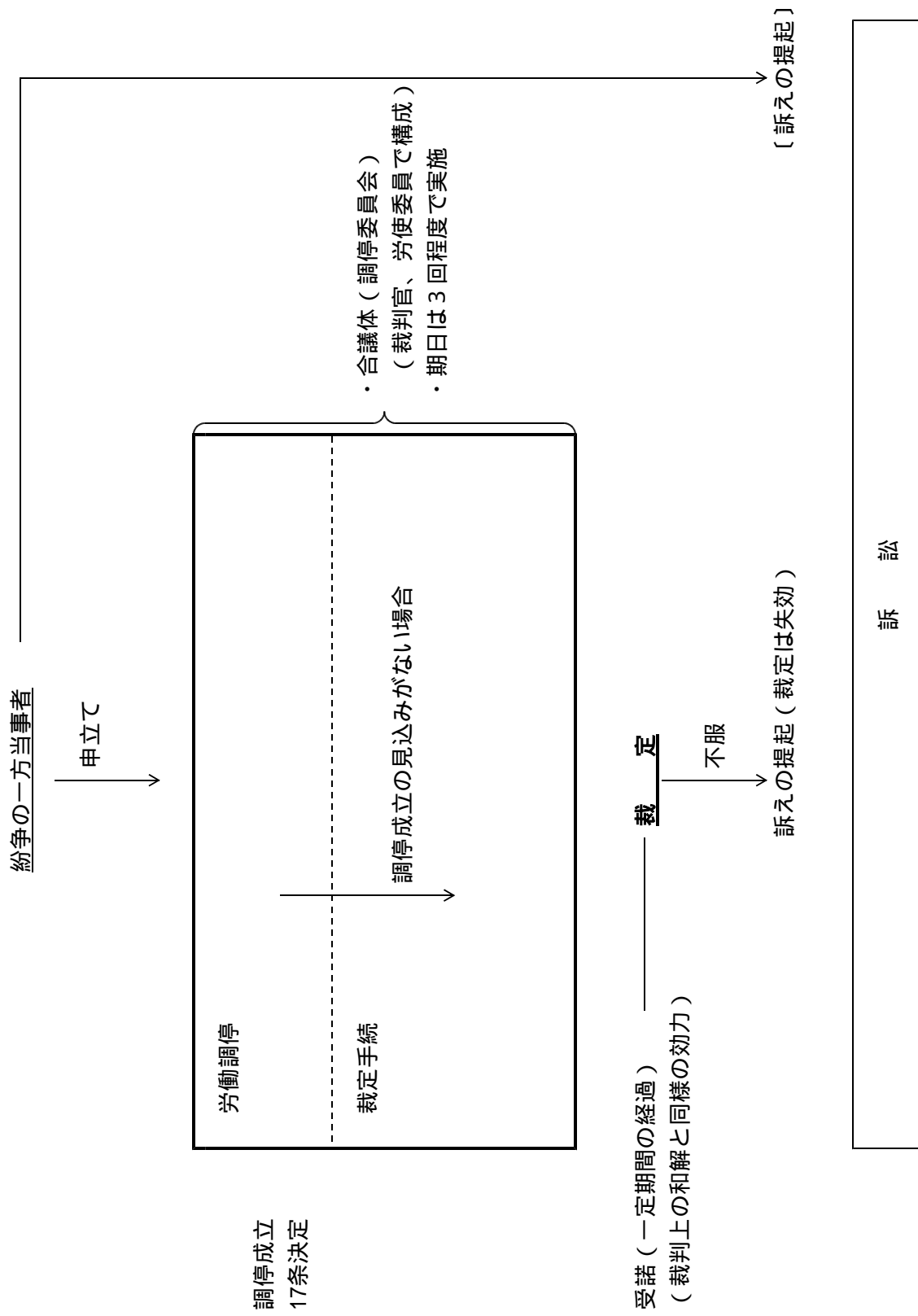
労使の委員と裁判官との合議体で審理し、決定（裁定）をする手続を、単独で創設する案はどうか。

- 1 労使の委員と裁判官との合議体で審理し、決定（裁定）をする手続としてはどうか。
- 2 申立てに対して、相手方は手続に応じなければならないこととしてはどうか。
- 3 決定においては、権利義務関係を踏まえつつ、事件の内容に即した解決案を示すこととしてはどうか。
- 4 決定に対しては一定期間内に訴訟を提起しないと、決定は確定し、判決と同様の効力を生ずることとしてはどうか。
- 5 一定期間内に当事者から訴訟が提起されたときは、決定は効力を失うこととしてはどうか。
- 6 決定をするについては証拠調べを行うこととしてはどうか。
- 7 手続は、全体として、2 回か 3 回程度の期日を経て、早期に決定をするものとし、この手続が重くならないよう配慮してはどうか。
- 8 この手続内で和解を試みることを可能としてはどうか。
- 9 労働調停は導入しないこととしてはどうか。
- 10 この手続を訴訟手続に前置することとしてはどうか。

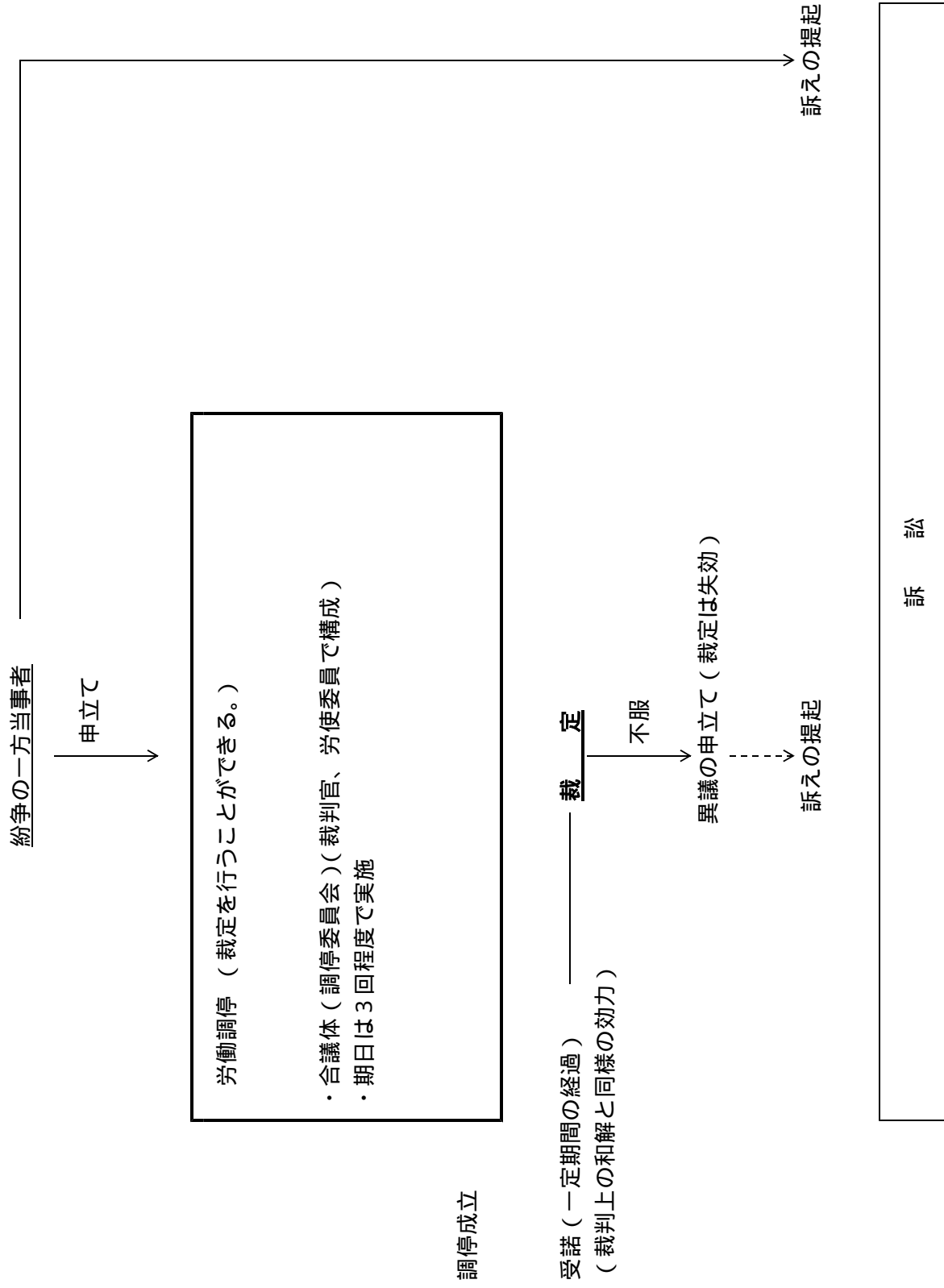
[図 1 調停・裁定選択型 (1 案)]



[図2 調停・裁定合体型 (2 案)]



[図 3 調停・裁定融合型 (3 案)]



[図 4 裁定単独型 (4 案)]

